

平成30年度 包括外部監査（平成31年3月25日報告）【指摘事項】
 テーマ：新地方公会計制度における固定資産の認識とその有効活用について

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 公有資産 マネジメント課	<p>I 全般的事項 3 新地方公会計制度の運用上の問題点等 (2) 有形固定資産について ① 残存価額と備忘価額について 平成19年の税制改正により残存価額は廃止され、備忘価額を記載することとなった。残存価額とは、固定資産の耐用年数経過後の価値をいい、備忘価額は管理上価値がなくても1円とする会計用語である。 郡山市の方式によると、備忘価額を残存価額としている。この結果次のような計算のミスがある。 正しくは、「取得価額×定額法の償却率＝減価償却費」となるべきであるが、残存価額1円とすると、「(取得価額－残存価額1円)×定額法による償却率＝減価償却費」となる。総務省方式も残存価額0円となっているので、残存価額0円、備忘価額1円とすべきである。</p>	措置 (完了)	<p>リース資産・リース債務取扱要領6(2)の表及び固定資産管理マニュアルの「残存価額」等該当文言については、再確認し、当該文言を適正な内容に改め、庁内へ周知いたしました。(取扱要領は平成31年3月29日施行、平成30年4月1日適用、平成31年4月23日周知、マニュアルは平成31年4月23日改訂、平成31年4月24日周知) また、減価償却費の計算方法修正については、現行の公会計システムにおいて対応できかねることから、令和2年度から運用開始の新公会計システムにて、正しい計算方法で減価償却費を算出する設定となっております。 令和元年9月18日措置通知 市長</p>
2 公有資産 マネジメント課	<p>② 中古資産の耐用年数について 耐用年数経過後に取得する中古資産の耐用年数は、法定耐用年数の2割とされている。法定耐用年数5年の場合、耐用年数が1年となるが、総務省方式は、最低でも2年となっている。そのため、郡山方式の中古資産で耐用年数が1年となる場合は、2年とするべきである。 ○耐用年数が1年となっている資産 環境保全センター 還元気化式水銀測定装置/NICRA-3 892,500円 // フッ素蒸留装置 1,371,600円</p>	措置 (完了)	<p>固定資産マニュアル補足12を見直し、中古品の取得時の処理に「2年未満の場合は2年とする」を平成31年4月23日に追加、平成31年4月24日庁内へ周知いたしました。 なお、指摘がありました当該財産については、買い替えのため平成29年8月18日及び平成30年1月19日に除却済となっており、台帳上の処理は発生しないものです。 令和元年9月18日措置通知 市長</p>
3 公有資産 マネジメント課	<p>③ 富久山クリーンセンターについて 計量集計装置ソフトウェア賃貸借買取 928,800円 上記資産はリース終了後の買取資産で消耗品費で処理されているが、資産として計上すべきである。なお、耐用年数は法定耐用年数5年の経過後の取得であるが、5年×20%＝1年ではなく2年とすべきである。 さらに、資産の計上に伴い、既存の取得価額と減価償却累計額9,677,099円は相殺すべきである。</p>	措置 (完了)	<p>当該資産は、リース終了後の買取資産としての適正な台帳処理が行われていなかったことから、内容を整理し、平成30年度決算事務処理にて適正に対応いたしました。 リース終了後も台帳に計上されたままとなっていた「リース資産」9,677,099円を除却した後、買取りの資産を「ソフトウェア」として計上しました。その取得価格は、除却の前年度である28年度までの減価償却累計額控除後の金額1,935,423円と買取価格928,800円の合計額2,864,223円とし、耐用年数2年としました。 令和元年9月18日措置通知 市長</p>
4 公有資産 マネジメント課	<p>④ 西田学園敷地整備工事の維持補修工事について 仕訳内訳表によると維持補修工事8,426,799円(設計額)のうち5,904,293円は排水工事であった。内容は、排水管施設工事であり一般的には固定資産として計上すべきものである。 平成27年4月(平成30年7月改定版)の固定資産管理マニュアルによると、その他工作物の耐用年数表には排水工事に該当するものが記載されていないが、建物附属設備の給排水設備やその他の工作物のその他の設備(水路・側溝)の耐用年数15年を利用できると考えられる。</p>	措置 (完了)	<p>関係課確認により、資産計上すべき金額を設計額5,904,293円に共通経費を含めた8,222,253円と確定・仕訳内訳書を修正し、給排水設備(建物附属設備)耐用年数15年として、平成30年度決算事務処理にて固定資産台帳へ登録しました。 令和元年9月18日措置通知 市長</p>

平成30年度 包括外部監査（平成31年3月25日報告）【指摘事項】
 テーマ：新地方公会計制度における固定資産の認識とその有効活用について

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
5 公有資産 マネジメント課	(5) リース資産の償却について リース資産であっても、取得し使用に供した月より減価償却すべきであるが、新地方公会計制度では総務省方式は原則取得、使用に供した年の翌年から、例外として取得、使用に供した月からの減価償却となっている。 郡山市は「東京都方式」として取得した翌年から減価償却としている。 郡山市は月割計算ではなく年度計算で減価償却するとしている。 上記4件は取得した年度に1年分償却している。	措置 (完了)	減価償却の開始時期を適切な取り扱いとするため、リース資産・リース債務取扱要領6(1)について、「リース資産の減価償却は、初回リース料支払月の属する年度から開始する。ただし、所有権移転ファイナンスリースは、初回のリース料支払月の属する年度の翌年度から開始する。」に改正（平成31年3月29日施行、平成30年4月1日適用）し、固定資産マニュアル13リース資産⑥減価償却方法では「所有権移転リース取引：取得した年の翌年度より年額で償却」「所有権移転外リース取引：支払いの開始する月から月割で償却」（平成31年4月23日改訂）することを追加したところであります。 しかしながら、前述の月割での減価償却について、現行の公会計システムでは対応できかねることから、令和2年度運用開始の新公会計システムにて新たな計上方法を設定しております。 令和元年9月18日措置通知 市長
6 公有資産 マネジメント課	(7) リース資産の取得価額について ① 保守料が契約金額の総額に占める割合が高く金額が明示されているため、保守料を除いた金額（135,475,203円）で資産計上する必要がある。 結果的に37,370,160円が資産の過大計上である。 保守料月額622,836円はリース料を支払ったときに費用として計上すべきものである。	措置 (完了)	当該リース資産総額に含まれる保守料が控除されていませんでしたので、平成30年度決算事務処理にて、固定資産台帳のリース資産取得額から保守料相当額を減額修正し、取得金額の変更に伴う減価償却費を再計算しました。 併せて、リース資産・リース債務取扱要領5及び固定資産台帳マニュアルの13リース資産⑤並びに同⑦留意点については、「リース料の資産計上額はリース総額から保守料等料金相当額及び利息相当額を除いた額とする」等に修正しました。（取扱要領は平成31年3月29日施行、平成30年4月1日適用、マニュアルは平成31年4月23日改訂） 令和元年9月18日措置通知 市長
7 公有資産 マネジメント課	② また、それに伴い、保守料4,359,852円（月額622,836円×7 か月）が未計上となっている。	措置 (完了)	平成29年度支出分仕訳については、決算処理が終了しているため、(7)①の措置のみとなり、平成30年度支出分仕訳については、平成30年度決算事務処理にて、支払額のうち保守料相当額をリース債務から減額し、物件費として計上しました。 令和元年9月18日措置通知 市長

平成30年度 包括外部監査（平成31年3月25日報告）【意見】
 テーマ：新地方公会計制度における固定資産の認識とその有効活用について

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内容
1 美術館	3 新地方公会計制度の運用上の問題点等 (3)大規模耐震工事について ③ 郡山市立美術館 土地の地目について 郡山市立美術館の土地明細一覧によると、土地の地目が田、山林、原野、雑種地のままなので、建物が建っている部分については宅地に変更すべきである。	措置 (完了)	美術館所管の土地87筆のうち、建物、庭園、駐車場等に利用している土地44筆について、地目を宅地とする地目変更登記が令和2年11月30日付けで完了し、固定資産台帳への登録も完了しました。 令和3年1月27日措置通知 教育委員会
2 公有資産 マネジメント課	耐用年数について 平成29年度に建設仮勘定が発生しており、仕訳内訳書が作成されている。その中に、建物として8,465,355円計上されている。平成30年度に完成しているが、大規模改修（空調設備）として耐用年数50年を採用している。これは空調設備の耐用年数15年とすべきである。	措置 (完了)	内容を確認したところ、仕訳内訳書から固定資産台帳へ登録する際、誤って「建物附属設備／空調設備」としましたが、正しくは「建物／大規模改修」でしたので、平成30年度決算事務処理にて固定資産台帳の件名を修正しました。このため、耐用年数も建物本体に合わせた50年を採用しております。 なお、空調設備は別途資産計上しております。 令和元年9月18日措置通知 市長
3 こども未来課	固定資産税等の公租公課や火災保険等はリース会社が負担すべきものである。また、市の公有資産使用の取り決めをすべきである。	措置 (完了)	令和4年2月3日付けで新たに契約した施設賃貸借（富田東・大成小児童クラブ）において、公租公課及び火災保険はリース会社の負担とし、公有資産の使用許可については本市が行うことを契約書に明記することで適正に処理いたしました。 なお、公有資産使用の取り決めにつきましては、土地の管理者である教育委員会との協議により、同年3月11日及び3月24日付けで使用許可を得ております。 令和5年1月24日措置通知 市長
4 公有資産 マネジメント課	IV 公有資産有効活用状況について 1 普通財産の利用 普通財産はそもそも売却を前提とするものであり経済的合理性を追求するものである。普通財産の利用に関しては、長期間廉価で賃貸されているものが多く、近隣の相場を反映した価格にすべきであり定期的に賃貸料を見直すべきである。また、使用状況等についても定期的に確認をし、必要とあれば契約解約を検討し早期に売却を図るべきである。 県等に無償で使用させている（使用貸借）普通財産が約50億円あるが、使用貸借契約ではなく、賃貸借契約とするなど価値化する必要があるのではないかと考える。	対応状況	現在有償で貸付中の普通財産については、公有財産台帳の評価替えに合わせて賃料改定を実施しているところであり、今後も適宜見直しを行うとともに、使用状況の確認を行い、売却についても協議を進めてまいります。 無償で貸付中の普通財産には、市の活性化や市民サービスに寄与するために使用するものや、町内会などの公共的団体が集会所等地域活動の拠点として活用するものなどがあり、「郡山市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」第4条第1項の規定に基づき無償で貸付けているところがあります。 これらの中に、市が県に無償で貸付けしている財産がありますが、県においても同様に市に無償で貸付けを行っている財産があることから、これまで、これらの財産の交換について検討し、県と協議を行ってまいりました。 今後も経済的合理性を追求することが可能な普通財産については、公有資産活用ガイドラインに基づき、有償化や交換を進めてまいりたいと考えております。 令和元年9月18日対応状況報告 市長

平成30年度 包括外部監査（平成31年3月25日報告） 【意見】
 テーマ：新地方公会計制度における固定資産の認識とその有効活用について

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内容
5 公有資産 マネジメント課	2 公有財産の活用状況 (2) 余剰スペースの有効活用ー太陽光発電設備の設置 自動販売機の設置による貸付料は35,536千円と多額になっている。 売電価格は当初よりも下がってきており賃料収入に関しても計画の見直しが必要となる可能性もある。余剰スペースの有効活用については、新たな手法の採用も含め検討を進めるべきと考える。	対応状況	行政財産の余剰スペースの有効活用については、貸付による自動販売機の設置において成果をあげているのに加え、新たに庁舎内へのデジタルサイネージの設置や郡山しんきん開成山プールの壁面広告などに取り組んでいるところであります。 新たな手法の導入も含めた税外収入の確保につながる取り組みについては、インターネット等を活用し、先進事例等についての情報収集や事例研究を行っております。 令和元年9月18日対応状況報告 市長
6 文化振興課	3 けんしん郡山文化センターについて 文化センターは公の施設で、住民の福祉を増進する目的を持って設けられているので、地域の迷惑施設になってはいけません。それどころか、地域の経済に貢献しなければならない。そのためには、歩く楽しみを作り駐車場の確保についても地域の商店や住民にお願いする必要がある。 ① 歩く楽しみ 郡山市の中心部から文化センターまで歩いてくる場合20分とある。中心部から県道17号線（前の国道4号線）の下に地下道があって、郡山消防署の脇に出る。そこから堂前地区を通過して文化センターまでは約600メートルであるので、楽しく歩けるような仕掛けが必要と思われる。この仕掛けこそが地域経済に良い効果をもたらすと思われる。花を植樹したり郡山市の農畜産物、文化センターの近くにある商店等の販売所を設けたり、試食させながらの販売、飲食スペースなどを沿道に設置したりする必要があるのではないかと。 ② 駐車場の確保 麓山地区の文化施設のうち、文化センター、郡山市中央図書館、21世紀記念公園のくつろぎ広場（とんがりふれあい館、麓山荘）、郡山市歴史資料館は基本的に毎週月曜日が休館日で、郡山市公会堂、郡山市中央公民館が第3日曜日が休館となっている。駐車場を考えた場合には、文化センターは月曜日以外を休館日とすることを検討すべきと思われる。 郡山市歴史資料館は老朽化しているので、取り壊して駐車場に利用することや、金透小学校、橘小学校の校庭を土日祝日に駐車場として利用するなど、市の公有資産の利用を図るほか、はやま通りと文化通りの間にある堂前地区には、郡山税務署がある。麓山公園の隣には福島地方裁判所郡山支部があり、これらの駐車場は土日などは駐車禁止となっている。また近くには税務職員や裁判所職員が借りている月極駐車場もたくさんある。これらの駐車場を地域の町内会や商店街などが管理に責任を持ちながら利用することも検討すべきではないか。土日利用可とする立て札を置いて利用してもらう方法や、インターネットを使って利用できる駐車場の時間を掲示し、利用者がクレジットカードで代金を払って駐車できる駐車場シェアリングサービスの導入も検討すべきである。ちなみに、県の福島県合同庁舎は駐車場を開放している。 土日は県道17号線（前の国道4号線）沿いの事務所や金融機関は休みであり、税務署、裁判所も休みであるので、はやま通りから文化通りへの道路は車があまり通行しない状態になるので、道路の一方を駐車場にするなど堂前地区の道路を土日だけ有料駐車場にすることも検討されたい。	対応状況	①文化センターの経路につきましては、関係部局で情報を共有したところであり、今後におけるまちづくりの関連施策の参考とさせていただきます。 商店街の整備につきましては、それぞれ地域の皆様の自主性によるものと考えており、本市としては「けんしん郡山文化センター」が地域活性化に貢献するよう、集客力の向上に努めてまいります。 ②文化センターは、「郡山市文化施設条例」において、昭和59年開館以降、月曜日を休館としているところではありますが、駐車場につきましては、月曜日以外の平日においても空きスペースがあり、その混雑状況は、曜日の問題よりはそれぞれの施設で開催されるイベントによって影響があると考えます。 なお、駐車場の確保については、現在、麓山地区では、「麓山地区公共施設利用者駐車場」について、中央公民館や中央図書館、歴史資料館、公会堂、文化センターで2015年に設置した「麓山地区五公共施設連絡会」において、連携を図りながら共用しているところがあります。 また、文化センターの催事のために国・県の施設の駐車場や民間の月極め駐車場を利用することは、管理責任や契約に課題があること、駐車場として道路を利用することは、歩行者の安全性の確保や地域住民の生活、商店等の営業への影響などの課題があることから、利用者には、従来どおり公共交通機関の利用についてご理解とご協力をお願いしてまいります。 令和元年10月1日対応状況報告 市長

平成30年度 包括外部監査（平成31年3月25日報告）【意見】
 テーマ：新地方公会計制度における固定資産の認識とその有効活用について

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内容
7 公有資産 マネジメント課	<p>4 土地開発基金保有財産について 計画が10年以上前のものであれば当初に比して経済状況・社会情勢は大きく変化しており計画見直しは必須であろう。また未使用資産の長期保有は長期間資金が固定化されてしまい他の有効な利用ができない状態である。事業実施が確実なもの以外は保有すべきではなく、保有期間が20年を超えているものについては売却を検討するべきである。</p>	対応状況	<p>土地開発基金で保有する財産については、事業担当課での事業化を含めた基金からの買戻しについて毎年度意向確認を行っているところであります。また、平成27年度には長期間保有する財産で、事業計画の変更等により基金で保有する必要のなくなった財産について一括買戻しを行い、普通財産として利用・売却を進めております。 現在土地開発基金で保有する財産についても、引き続き事業担当課との協議を行いながら処分等も含めて適正な管理に努めてまいります。</p> <p>令和元年9月18日対応状況報告 市長</p>